

## 合併協議会だより

発行 津田町・大川町・志度町・寒川町・長尾町合併協議会 会長 小西 俊雄

編集 津田町・大川町・志度町・寒川町・長尾町合併協議会事務局



みんなで力を合わせ、21世紀のまちづくりに向かってジャンプ

**大川総合病院は新市になる、  
より地域に密着した病院として生まれ変わります  
上下水道料金が合併時に統一され、火葬炉使用料は無料**

第13回「津田町・大川町・志度町・寒川町・長尾町合併協議会」を4月23日、長尾町農業者トレーニングセンターで開催し、継続協議となっていた病院の取扱い及び新市建設計画(その3)について協議しました。

現在、合併協議会設置当初、合併協定項目として定められていた協議事項も残すところ項目となっており、合併協定に向けた最終の調整が行われています。

以下、3月26日に寒川町農村環境改善センターにおいて開催された「第12回合併協議会」での協議事項等と併せ、今回の「第13回合併協議会」で協議、確認された項目について、その概要をお知らせします。

### 第12回 合併協議会の結果

上水道及び  
公共下水道の  
公共料金は合併時に統一  
火葬炉使用料は  
管内無料となります

今回の協議会では、合併協議会の予算に関する報告事項を、合併協議会の監査委員の選任に関する議決事項一件に加え、これまで継続協議となっていた協定項目の保健衛生の取扱い、上水道等の取扱い及び公共下水道等の取扱いのほか、病院の取扱い等、6件を協議しました。

また、事務局より合併に関する経過報告として、5町における合併協議状況住民説明会の質疑応答内容、分科会及び専門

部会等の開催状況について、紹介が行われました。

次に、香川県市町振興課谷野課長から恒例となっている香川県内外における合併に関する最近の動きについて、詳細な説明が行われました。

#### 【報告事項1】

##### ○報告第1号

平成12年度合併協議会補正予算について

平成12年度合併協議会予算のうち、4,630千円を減額して、補正後の歳入、歳出をそれぞれ60,470千円としたものです。

##### ○報告第2号

平成13年度合併協議会予算に

の歳入、歳出をそれぞれ41,000千円としたものです。

#### 【議決事項1】

##### ○議案第1号

監査委員の同意について

合併協議会の監査委員六車正之氏の死亡に伴い、村上陽氏(津田町監査委員)に監査委員を委嘱することについて同意を求めたもので、原案のとおり可決されました。

#### 【協議事項1】

##### ○協議第17号

保健衛生の取扱いについて(継続協議)

保健衛生の取扱いに関する事項のうち、継続協議となっていた火葬業務での火葬炉使用料については、次のとおり確認されました。

火葬業務での火葬炉使用料については管内を無料とする。ただし、動物炉については現行のとおりとする。管外の使用料については統一を図る。

#### ○協議第36号

上下水道等の取扱いについて(継続協議)

上下水道等の取扱いについては、次のとおり確認されました。

(1)水道事業会計は合併時に統一を図る。

(2)料金については、合併時までに料金表を作成し、新市に移行後は統一とする。

(3)給水区域については、現行のとおりとする。

(4)負担金については、負担の公平性の原則から、適正な負担額のある方等について検討し、新市に移行後は統一とする。

(5)手数料については、竣工検査新設工事20mm以下1,500円、25mm以上3,000円、給水装置工事事業者指定10,000円、給水装置工事事業者指定変更1,000円、開始手数料20mm以下1,500円、25mm以上3,000円とする。

6 上下水道施設整備協力金については、メーター口径13mm800円、25mm2,000円、40mm800円、50mm1,333円、30mm533円、000円、40mm800円、50mm1,333円、000円とする。

7 水道運営委員会については、新市において設置する。

(8)簡易水道事業会計については、合併時に統一を図る。

(9)簡易水道の水道料金及び手数料については、上下水道に準じた料金とする。

(10)簡易水道の給水区域及び負担金については、現行のとおりとする。

市において設置する。

合併時に統一を図る。

簡易水道の水道料金及び手数料については、上下水道に準じた料金とする。

簡易水道の給水区域及び負担金については、現行のとおりとする。

市において設置する。



#### ○協議第37号

公共上下水道等の取扱いについて(継続協議)

公共上下水道等の取扱いについては、次のとおり確認されました。

(1)公共上下水道等の負担金等については、負担の公平性の原則から、適正な負担額のある方等について検討し、新市に移行後は統一とする。

(2)公共上下水道等の使用料については、合併時までに料金表を作成し、新市に移行後は統一とする。ただし、累進制については適正化を図るよう検討する。

(3)下水道排水設備工事については、新市において下水道排水設備指定工事店規則を定める。

(4)浄化槽設置事業費の負担区分については、合併時に廃止する。ただし、管理事業の受託基準については、当面、現行のとおりとし、負担の公平性の原則から、適正な受託料のあり方等について、新市において引き続き検討する。

(5)合併処理浄化槽設置整備事業補助金については、新たな合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱を定める。

(6)水洗便所改造資金融資貸付及び利子補給については、新たな水洗便所改造資金融資貸付及び利子補給に関する規則を定める。

(7)下水道事業基金については、新市において設置する。

負担区分については、合併時に廃止する。ただし、管理事業の受託基準については、当面、現行のとおりとし、負担の公平性の原則から、適正な受託料のあり方等について、新市において引き続き検討する。

(5)合併処理浄化槽設置整備事業補助金については、新たな合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱を定める。

(6)水洗便所改造資金融資貸付及び利子補給については、新たな水洗便所改造資金融資貸付及び利子補給に関する規則を定める。

(7)下水道事業基金については、新市において設置する。

(8)下水道事業協力金については、新市において下水道の計画区域外からの下水道利用に係る取扱い要綱を定める。

(9)私道における下水道の取扱いについては、新市において私道における下水道敷設要綱を定める。

なお、協議第36号「上下水道等の取扱いについて」及び協議第37号「公共上下水道等の取扱いについて」は、水道料金及び公共上下水道料金等を新市において統一する方向で確認されましたが、それぞれの具体的な使用料等の設定については、合併関係5町長及び議会議長会において、多角的に詳細なシミュレーションを加えながら、引き続き検討していくこととされました。

○協議第50号

病院の取扱いについて(継続協議)

病院の取扱いについては、前回の協議会上程時より、市立病院としての位置付けをより明確にした表

現とするため、調整内容を次のとおり一部変更して提案されましたが、5町及び大川総合病院間において、施設及び経営面における改善計画等、引き続き慎重な審議が必要との意見が出され、継続協議となりました。

●大川総合病院は、市民の健康増進と福祉の充実のため、地域に密着した医療施設として位置付け、改善、拡充を図る。

●施設の増改築については、現在ある「大川総合病院増改築基本構想計画」を参考に、「新しく」「さぬき市立病院建設計画」を策定する中で建設場所等を検討し、合併後早い時期に新しい病院を完成させるものとする。

○協議第54号

新市建設計画(案)について(その1)(継続協議)

新市建設計画(案)(その1)については、8章からなる全体部分のうち、次の第1章から第4章までが確認されました。

1はじめに

(1)合併の必要性

(2)計画策定の方針

2新市の概況

(1)位置・地勢

(2)面積

(3)人口・世帯

3主要指標の見直し

(1)人口

(2)世帯

(3)就業人口

4新市建設の基本方針

(1)新市の将来像

(2)新市建設の基本方針

(3)地域別整備の方針

○協議第55号

新市建設計画(案)について(その2)

新市建設計画(案)(その2)については、8章からなる全体部分のうち、次の第5章が確認されました。

5新市の施策

(1)施策の体系

(2)施策の方針

【次回合併協議会日程】

第13回協議会は、4月23日(月)に長尾町で開催することに決まりました。

#### 第13回

#### 合併協議会の結果

大川総合病院は、新市の市立病院となります

新しい病院施設の建設は、合併後早期に行う旨を確認

今回の協議会では、これまで継続協議となっていた協定項目の病院の取扱い、さらに次回の協議会で協議される新市建設計画(案)(その3)について提案しました。

また、事務局より合併に関する経過報告として、分科会及び専門

委員会の取扱いについては、前回の協議会上程時より、市立病院としての位置付けをより明確にした表

現とするため、調整内容を次のとおり一部変更して提案されましたが、5町及び大川総合病院間において、施設及び経営面における改善計画等、引き続き慎重な審議が必要との意見が出され、継続協議となりました。

●大川総合病院は、市民の健康増進と福祉の充実のため、地域に密着した医療施設として位置付け、改善、拡充を図る。



合併の方向性について説明する  
堺市長 市町振興課長

部会等の開催状況について、重ねて現在協議、検討が始まっている事務調整の進捗状況について、紹介が行われました。

次に、平成13年4月より新しく香川県市町振興課長となった林氏から、これまで恒例となっていた香川県内外における合併に関する最近の動きについて、詳細な説明が行われました。

【協議事項】  
○協議第50号  
病院の取扱いについて(継続協議)

現在、5町の合併協議会では、合併に関する協議が最終段階を迎えようとしています。

それでは、これらの協議が終了した場合、合併して新しい「さぬき市」の誕生に至るまでには、どのような手順が踏まれていくのでしょうか。皆様といっしょに考えてみましょう。

### (1) 合併協定書の作成、調印

合併に関する協議が整ったときは、協議結果を記載した「合併協定書」を作成し、合併関係市町村(津田町、大川町・志度町・寒川町・長尾町)の長が署名、押印するとともに、合併協議会委員も立会人として署名、押印をする予定としています。

### (2) 市町村の合併の申請(地方自治法第7条第1項、第5項)

合併関係市町村は、合併に関する協議が終了したときは、それぞれの議会での合併の議決を経て、知事

病院の取扱いについては、現在の大川総合病院の経営状況及び今後の改善計画等について、関係資料に基づいて審議が行われた結果、今次のとおり確認されました。

●大川総合病院は、市民の健康増進と福祉の充実のため、地域に密着した医療施設として位置付け、改善、拡充を図る。

●施設の増改築については、現在ある「大川総合病院増改築基本構想計画」を参考に、新しく「さぬき市立病院建設計画」を策定す

に対し合併(市町村)の廃置分合の申請を行います。

申請書については、合併の期日、新市の名称及び名称選定の理由、新市の事務所の位置及び選定の理由、合併の方式及び合併(廃置分合)を必要とした理由を記載し、関係書類を添付するとともに、合併関係市町村の長の連名により提出します。

なお、合併関係市町村は、合併協議会において合併の方式、合併の時期その他協議すべき事項について協議を終えたときは、合併事務手続に万全を期す意味で、知事に対して事前協議をすることが適当とされています。

### (3) 県における手続(地方自治法第7条第1項、第2項)

合併関係市町村からの申請を受けた知事は、県議会の議決を経て市町村の合併の処分を行い、直ちにその旨を総務大臣に届けます。

の中で建設場所等を検討し、合併後早い時期に新しい病院を完成させるものとする。

### 【新規提案事項】

○協議第56号  
新市建設計画(案)について(その3)

※協議第56号については、全体が8章で構成される予定の新市建設計画(案)の6章「新市における香川県事業の推進」、7章「公共施設の統合整備」、8章「財政計画」の部分ですが、その策定現状を報告するなどし、次回の協議会で基本方針

総務大臣と協議し、その同意を得る必要があります。

### (4) 国における手続(地方自治法第7条第6項、第7項)

知事からの届出を受理したときは、総務大臣は、直ちにその旨を告示するとともに、これを国の関係行政機関の長に通知します。

### (5) 市制施行の手続(地方自治法第8条第3項)

5町合併により市制施行をすることになりますので、合併(配置分合)の手続と同時に、市制施行の手続を進めます。

針が確認できるよう、いったん持ち帰り検討していただくことが確認されました。

### 【次回合併協議会日程】

第14回協議会は、5月31日(木)に志度町で開催することになりま

### 合併協議会委員の異動について

平成13年4月1日より、香川県市町振興課長の人事異動に伴い、谷野克明氏に代わって、林学氏が合併協議会委員に就かれています。

また、同年4月5日より、津田町議会議員選挙に伴う議員構成変更に伴って、次の方々が委員に就任されています。

議長 吉原 康雄氏  
副議長 工藤 一氏  
議員 山田 正利氏  
議員 鶴身 正氏

## 合併トピックス

### 5町長・議会議長が地元県議会議員を訪問

3月22日(木)、合併関係5町の町長及び議会議長並びに合併協議会事務局職員が、協議会の顧問でもある地元選出の県議会議員を県議会に尋ね、来春に予定している合併に向けて、法的な諸手続き及び事業の推進等について、積極的なご支援やご協力いただけるよう要望しました。これらの要望に対して、公務多忙の中、真剣に耳を傾けていただきました。



### 合併に向けての事務調整スタート

4月4日(水)、長尾町で開催された総務・議会部会を皮切りに、その他5部会でも合併関係5町間における様々な事務事業の詳細なやり取りを行う、事務調整作業が本格的に始まりました。これは、合併協議会の中に5町の職員で構成され設置されている専門部会及び分科会等が中心となって、公共料金の設定や新市の組織・機構等について、最少の投資で最大の効果が挙げられるよう綿密な検討を行うもので、新市が誕生するまで続けられていきます。



# ちよっと寄り道やすらぎ、夢回廊

## 文化・体験学習施設

◆新緑の木立を揺らすトパーズ色した風の中を、気持ちよさそうに泳ぐ鯉のぼり。◆空を見上げて、そんな姿に、とくく幾多の試練が待ち受けて

### 津田の松原海水浴場（津田町）



白砂青松で知られる名勝「津田の松原」にあって、年間40万人を超える海水浴客が訪れる県内でも随一の海水浴場。津田ならではの情やかな波と風、そして美しい樹梢の海が、子どもからお年寄りまでの幅広い人々に愛される秘密となつていきます。また、年間を通じての催しも多岐に亘り、ビーチバレー・フェスティバル・ウッドサーフ・全国半信などには、全国から有名選手も数多く参加しています。さまざまな音色がリゾート気分を濃くさせてくれます。

### 南川自然の家（大川町）



朝は野鳥の声で目覚め、夏は酒天の星に抱かれて眠ると、晴れてくつろぎの一日を過ごすことが出来る南川自然の家。すぐそばには清流「南川」がたがわ「一が流れ、自然とのふれあいも思いのままです。オリエンテーリング、キャンプ、フィッシング、釣り、マウンテンバイク、スキー、乗馬、野山歩行、自然観察、自然の恵みや、仲間との絆、そして古里への愛を改めて感じさせてくれる空間です。

### 志度音楽ホール（志度町）



音楽の心を配し、西日本有数の設備を誇る志度音楽ホール。残響豊かなコンサートホールが可変式可変装置を有することと、内外の音響をアーティストにも認められており、フルートの帝王であった故ジャン・ピエール・ランパル氏が、名誉院長となつて、大ごとから「世界に向けての音楽情報発信基地」として、カンパニーから講演会まで、香りの高い志度芸術文化の核となる施設となつて、是非一度、専門の音楽に酔いしれてみる価値があるか、か。

### 21世紀館さんがわ（寒川町）



21世紀館さんがわは、今昔学校給食センターを改装して、新たに文化資料展示館として誕生しました。この展示館は、芸術文化とのふれあいを深め、人生のゆとりと喜びを体験できる芸術活動の拠点として、また地域における生涯学習活動の発表の場として、大きな期待が寄せられています。オーブン記念として、4月には寒川町ゆかりの福川林谷小倉右一郎通信展が催され、県内外から多くの愛好者が訪れました。

### 細川家住宅（長尾町）



細川家住宅のある多和は標高400mの静かな山間。古くは阿波から志度への塩賣りの道であり、徳島の台越の宿に、源平両氏の兵が「こ」を通過したといわれています。細川家は、代々続いた農家であり、昭和41年に長谷岡寛典と寛典は、江戸中期の典拠集として、国の重要文化財に指定されました。しばしば、世界を超えたトリップしてみたいか、か、まほろばからの足音が聞こえてくるか、か。

# 合併協定項目

(平成13年4月23日現在)

- 印は基本方針が確認された項目
- 印は現在協議中の項目
- 印は今後協議する項目

## 一基本的協定項目一

- 合併の方式に関する事
- 合併の期日に関する事
- 新市の名称に関する事
- 新市事務所の位置に関する事
- 財産及び債務の取扱いに関する事

## 一合併特例法に規定されている協定項目一

- 議会議員の定数及び任期の取扱いに関する事
- 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いに関する事
- 地方税の取扱いに関する事
- 一般職の職員の身分の取扱いに関する事

## 一その他必要協定項目一

- 特別職等の身分の取扱いに関する事
- 条例、規則等の取扱いに関する事
- 事務機構及び組織の取扱いに関する事
- 一部事務組合等の取扱いに関する事
- 使用料、手数料等の取扱いに関する事
- 公共的団体等の取扱いに関する事
- 各種団体への補助金、交付金等の取扱いに関する事
- 町、字の区域及び名称の取扱いに関する事
- 町の慣行の取扱いに関する事
- 国民健康保険の取扱いに関する事
- 介護保険の取扱いに関する事
- 消防団の取扱いに関する事
- 各種事務事業の取扱いに関する事

- 自治会・行政連絡機構の取扱い
- 情報公開の取扱い
- 防災関係の取扱い
- 姉妹都市等の取扱い
- 病院の取扱い
- 納税関係の取扱い
- 電算システムの取扱い
- 広報広報の取扱い
- 各種福祉制度の取扱い
- 同和対策の取扱い
- 社会福祉協議会の取扱い
- じんあい処理の取扱い
- 保健衛生の取扱い
- 農林水産関係事業の取扱い
- 商工観光の取扱い
- 都市計画の取扱い
- 建設関係事業の取扱い
- 公営住宅の取扱い
- 上水道等の取扱い
- 公共下水道等の取扱い
- 小中学校・幼稚園の通学区域等の取扱い
- 学校教育の取扱い
- 学校給食の取扱い
- 社会教育の取扱い
- 同和教育の取扱い

- 新市建設計画に関する事
- その他必要な事項に関する事

# ご意見をお待ちしています

合併協議会事務局では、皆さんからのご意見等をお待ちしています。  
合併についてのお問い合わせやご意見ご提言等がございましたら、津田町・大川町・志度町・寒川町・長尾町合併協議会事務局（〒769-2392 大川郡長尾町東888番地5 長尾町役場内 TEL0879-52-2948・FAX0879-52-2971）又は各町合併推進窓口まで、お寄せいただきますようお願いいたします。